

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成 27 年 12 月
ハナ信用組合

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止となります。

法人のお客さまにつきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息等から地方税の特別徴収は行いませんので、お知らせいたします。

また、「権利能力なき社団・財団」の団体名義のお客さまにつきましては、収益事業により法人税を申告している場合、法人のお客様と同様に利子割廃止の対象となりますので、該当の団体名義のお客様は窓口にご連絡いただきますようお願い申し上げます。（納付書の写し等、確定申告の事実が分かるものをご呈示願います。）

税務上に関するご不明な点は、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、個人のお客さま及び任意団体のお客さまにつきましては、変更ございません。

【 対象となる預金 】

普通預金、通知預金、納税準備預金（租税納付以外の目的で払戻した場合のみ）、定期預金、定期積金

○ 源泉徴収について

- ・普通預金、通知預金、納税準備預金は「平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息」より地方税を特別徴収いたしません。
- ・定期預金、定期積金は「平成 28 年 1 月 1 日以降の満期時および中途解約時にお支払いする預金利息」より地方税を特別徴収いたしません。

平成 27 年 12 月 31 日お支払い分まで	平成 28 年 1 月 1 日以降のお支払い分
20.315%	15.315%
(内訳) 国税 15.315% + 地方税 5%	(内訳) 国税 15.315%のみ

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間にお受け取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、国税 15.315%を源泉徴収いたします。

以上